

化管法施行令改正に伴う  
埼玉県生活環境保全条例及び規則の今後の動きについて

埼玉県環境部大気環境課  
化学物質担当 大藤俊介

# 埼玉県生活環境保全条例について

埼玉県では、**一定の要件**を満たした特定化学物質等取扱事業者に対して、**特定化学物質**取扱量の報告を求めています。

## 一定の要件(以下1~3を全て満たす)

1. 化管法施行令で指定する24業種のいずれかを営む業者
2. 常時使用する従業員数が21人以上の事業者
3. いずれかの**特定化学物質**の年間取扱量が0.5トン以上の事業所を有する事業者

## 特定化学物質

1. 化管法施行令で指定する「**第一種指定化学物質**」
2. 化管法施行令で指定する「**第二種指定化学物質**」
3. **県が規則で定める物質**

# 化管法と埼玉県生活環境保全条例の比較

要件  
業種  
規模  
取扱量  
報告内容

要件	化管法 (PRTR制度)	埼玉県生活環境保全条例 (化学物質適正管理)
業種	共通 (金属工鋳業など24業種)	
規模	共通 (事業所として常時使用する従業員数21人以上)	
取扱量	一部共通 (前年度に事業所活動に伴い取り扱った化学物質)	
取扱量	① 第一種指定化学物質 <u>1トン</u> 以上 (特定第一種指定化学物質は <u>0.5トン</u> 以上) ただし特定要件施設を有する事業所は、業種・規模に該当すれば取扱量に関わらず届出必要	① 第一種指定化学物質 (特定第一種指定化学物質含む) } <u>0.5トン</u> 以上 ② 第二種指定化学物質 ③ 県が規則で定める化学物質
報告内容	排出量・移動量	取扱量 (製造量、使用量、取り扱う量)

化管法 (PRTR制度) 施行令の改正による対象物質の変更により、条例に基づき報告が必要となる対象物質も変わります。

# 県の規則で定める物質について

化管法（PRTR制度）の対象物質の見直しを受けて、埼玉県生活環境保全条例における「県の規則で定める物質」について見直し案を検討しました。  
（令和2年9月5日開催「埼玉県化学物質対策専門委員会」）

現在の「規則で定める物質」の物質数 44物質

（見直し案）

「規則で定める物質」に追加する物質数 0物質

「規則で定める物質」から削除する物質数 30物質



（見直し後の物質数）

14物質

※物質名や見直し基準等、検討内容の詳細はこちらを参照ください

（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku-iinkai/r02kaisaiekkka.html>）

今後、施行令改正による対象物質の変更等への対応や上記委員会での検討結果を反映するため、条例及び規則の改正手続きを進めていく予定です

# 今後の状況については、 県のHPで随時お知らせいたします。

彩の国 埼玉県  
Saitama Prefecture

Foreign Language 文字サイズ・色合い変更 音声読み上げ

キーワードを入力してください 検索方法 組織から探す

トップページ 暮らし・環境 健康・福祉 しごと・産業 文化・教育 県政情報・統計 緊急情報

トップページ > 暮らし・環境 > 環境・エコ > 化学物質

LINEで送る ツイート 印刷 ページ番号: 54745 掲載日: 2021年10月8日

## 環境・エコ

- 環境政策全般 (計画・白書等)
- 化学物質
- 放射線対策
- 大気環境
- 公害
- 自然環境
- 土砂の排出・たい積
- エネルギー政策・温暖化対策
- 埼玉エコタウンプロジェクト

## 化学物質

### 化学物質の適正管理

- 化学物質排出把握管理促進法及び埼玉県生活環境保全条例(化学物質適正管理)の改正について Now(新)**
- 化学物質排出把握管理促進法
- 埼玉県生活環境保全条例(化学物質適正管理)
- 化学物質排出量等集計結果
- 事業者向けパンフレット
- 届出・報告様式
- 届出・報告の提出先について

### 環境コミュニケーション

- 環境コミュニケーションとは
- 県内開催事業所
- 環境コミュニケーション事例集
- 環境コミュニケーション活動ガイドブック
- HP掲載申請について

埼玉コンシェルジュへようこそ！  
質問にAIが答えます。  
(Multilingual AI chatbot)

こちらのページをご参照ください。

<掲載ページへのアクセス方法>  
埼玉県HPトップページ

↓  
『暮らし・環境』

↓  
『環境・エコ』

↓  
『化学物質』

↓  
『化学物質排出把握促進法及び  
埼玉県生活環境保全条例(化学  
物質適正管理)の改正について』